

中学・高校生の地元就職を応援！

西予市 ふるさと就業 奨励金

年間12万円×3ヶ年 計36万円を交付！



申請・お問い合わせ

西予市 経済振興課

担当：産業創出係

〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

TEL 0894-62-6408

FAX 0894-62-6542

裏面も
ご覧ください。



次の条件を全て満たす新規学卒者とする。

- その1 市内に住所を有し、市内で勤務していること。
- その2 申請時に在籍する就職先が、卒業後最初の就職先であること。
- その3 1週間の労働時間が30時間以上であること。
- その4 事業主と雇用期間の定めのない契約又は7年以上の雇用契約を締結していること。
- その5 市税の滞納がないこと。



◎驚くべからず、西予を愛したあなたに

計36万円を交付いたします。

* 10,000円/月 × 36ヶ月(3年間)とする。

* 交付は年1回とする。
年度末から順次1年分の12万円を交付する。

◎注：西予市ふるさと就業交付要綱に反する場合には、奨励金の交付を取消し・停止し、返還を求める場合があります。

※西予市ふるさと就業交付要綱…西予市HPをご覧ください。



次の学校を市内に住所を有して^{注1}
新規に卒業した者とする。

- その1 西予市内の中学校(市内5校に限る)
- その2 県内の中等教育学校
- その3 県内の高等学校
- その4 県内の特別支援学校(高等部に限る)
※注…県内の就労支援移行施設を経て市内就職をした生徒も対象とします。お問合せください。

注1…西予市に住民票がある状態のこと。
ただし、やむを得ず市外へ住所を移し進学した場合はこの限りではありません。詳細はお問合せください。



次の場合は対象外又は期間限定の交付とする。

- その1 地方公務員として勤務する場合
- その2 自己の都合により退職した場合
- その3 転勤等により、市内で勤務しなくなった場合
- その4 西予市に就職したが、過去に市内に住所を有した実績が一度もない場合
- その5 パート・アルバイトとして勤務している場合

※以上の内容は一部を紹介したものです。詳しくは西予市HPをご覧ください。